

# 1. 平成20年度 香芝市一般会計予算

## 1. 平成20年度香芝市一般会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,620,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 市 税		8,991,775
	1. 市 民 税	4,946,600
	2. 固 定 資 産 税	3,654,675
	3. 軽 自 動 車 税	88,500
	4. 市 た ば こ 税	302,000
2. 地 方 譲 与 税		198,500
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	148,400
	2. 地 方 道 路 譲 与 税	50,100
3. 利 子 割 交 付 金		67,000
	1. 利 子 割 交 付 金	67,000
4. 配 当 割 交 付 金		91,600
	1. 配 当 割 交 付 金	91,600
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		56,100
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,100
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		411,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	411,000
7. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		110,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	110,000
8. 地 方 特 例 交 付 金		72,800
	1. 地 方 特 例 交 付 金	40,800
	2. 特 別 交 付 金	32,000
9. 地 方 交 付 税		3,540,000
	1. 地 方 交 付 税	3,540,000
10. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
11. 分 担 金 及 び 負 担 金		445,480
	1. 負 担 金	445,480
12. 使 用 料 及 び 手 数 料		333,949
	1. 使 用 料	281,249

		(単位 千円)
款	項	金 額
	2. 手 数 料	28,900
	3. 証 紙 収 入	23,800
13. 国 庫 支 出 金		1,404,192
	1. 国 庫 負 担 金	965,172
	2. 国 庫 補 助 金	423,160
	3. 委 託 金	15,860
14. 県 支 出 金		888,216
	1. 県 負 担 金	553,267
	2. 県 補 助 金	198,590
	3. 委 託 金	136,359
15. 財 産 収 入		328,152
	1. 財 産 運 用 収 入	8,152
	2. 財 産 売 払 収 入	320,000
16. 寄 附 金		1,000
	1. 寄 附 金	1,000
17. 繰 入 金		143,887
	1. 基 金 繰 入 金	110,980
	2. 他 会 計 繰 入 金	32,907
18. 繰 越 金		50,000
	1. 繰 越 金	50,000
19. 諸 収 入		420,649
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,500
	2. 市 預 金 利 子	1,500
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	3,300
	4. 受 託 事 業 収 入	9,440
	5. 雑 収 入	404,909
20. 市 債		2,053,700
	1. 市 債	2,053,700
歳 入 合 計		19,620,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		257,482
	1. 議会費	245,532
	2. 研究研修費	11,950
2. 総務費		2,362,774
	1. 総務管理費	1,770,865
	2. 徴税費	295,058
	3. 戸籍住民基本台帳費	142,548
	4. 人権啓発費	18,630
	5. 選挙費	100,842
	6. 統計調査費	14,677
	7. 監査委員費	20,154
3. 民生費		5,174,975
	1. 社会福祉費	2,445,458
	2. 児童福祉費	2,417,055
	3. 生活保護費	312,462
4. 衛生費		1,638,103
	1. 保健衛生費	361,051
	2. 清掃費	1,277,052
5. 農林商工費		231,385
	1. 農業費	176,016
	2. 林業費	25
	3. 商工費	55,344

(単位 千円)

款	項	金額
6. 土木費		2,499,963
	1. 土木管理費	84,533
	2. 道路橋梁費	329,707
	3. 河川費	66,320
	4. 都市計画費	1,997,352
7. 消防費	5. 住宅費	22,051
		799,507
8. 教育費	1. 消防費	799,507
		2,278,791
	1. 教育総務費	195,620
	2. 小学校費	555,827
	3. 中学校費	250,361
	4. 幼稚園費	394,889
	5. 社会教育費	322,565
6. 保健体育費	559,529	
9. 公債費		4,322,020
	1. 公債費	4,322,020
10. 諸支出金		5,000
	1. 諸費	5,000
11. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		19,620,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市土地開発公社に対する債務保証	平成 20 年度から返済期日まで	9,000,000
香芝市土地開発公社が先行取得する 公 共 用 地 取 得 事 業	平成 20 年度から 5 年以内	香芝市土地開発公社が、平成 20 年度において取得又は補償する 用地等の事業資金 500,000 千円及びこれに対する利子相当額

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
退 職 手 当 支 給	45,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる政府資 金及び地方公営企業等金融機構 資金について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直 し後の利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と協 定するものとする。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは低利に借換えするこ とができる。
地方公営企業等 金融機構出資事業	3,800			
大阪湾広域臨海 環境整備事業	14,200			
清掃運搬施設整備事業	10,900			
臨時地方道整備事業	56,200			
臨時河川等整備事業	36,000			
街路整備事業	42,000			
地方特定道路整備事業	108,100			
まちづくり事業	372,800			
公園緑地整備事業	80,000			
旭ヶ丘小学校サブ体育館 新 設 事 業	68,500			
志都美小学校 大規模改造事業	63,100			
尼寺廃寺跡整備事業	9,100			
臨時財政対策 借 換 事 業	600,000			
借 換 事 業	544,000			
合 計	2,053,700			

## **2. 平成20年度 香芝市国民健康保険特別会計予算**

## 2. 平成20年度香芝市国民健康保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,915,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		1,798,500
	1. 国民健康保険料	1,798,500
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国庫支出金		1,559,796
	1. 国庫負担金	1,223,332
	2. 国庫補助金	336,464
4. 療養給付費交付金		415,470
	1. 療養給付費交付金	415,470
5. 前期高齢者交付金		931,100
	1. 前期高齢者交付金	931,100

(単位 千円)

款	項	金 額
6. 県支出金		250,550
	1. 県負担金	28,911
	2. 県補助金	221,639
7. 共同事業交付金		553,744
	1. 共同事業交付金	553,744
8. 繰入金		399,500
	1. 他会計繰入金	399,500
9. 諸収入		6,220
	1. 雑 入	6,220
歳入	合 計	5,915,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総務費		118,135
	1. 総務管理費	96,380
	2. 徴収費	21,445
	3. 運営協議会費	310
2. 保険給付費		3,986,820
	1. 療養諸費	3,656,800
	2. 高額療養費	278,000
	3. 移送費	20
	4. 出産育児諸費	49,000
	5. 葬祭諸費	3,000
3. 後期高齢者支援金等		695,810
	1. 後期高齢者支援金等	695,810
4. 前期高齢者納付金等		1,710
	1. 前期高齢者納付金等	1,710
5. 老人保健拠出金		175,800
	1. 老人保健拠出金	175,800

(単位 千円)

款	項	金 額
6. 介護納付金		296,400
	1. 介護納付金	296,400
7. 共同事業拠出金		553,749
	1. 共同事業拠出金	553,749
8. 保健事業費		73,476
	1. 保健事業費	15,819
	2. 特定健康診査等事業費	57,657
9. 公債費		5,000
	1. 公債費	5,000
10. 諸支出金		5,100
	1. 償還金利子及び還付加算金	5,100
11. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出合計		5,915,000

### **3. 平成20年度 香芝市老人保健特別会計予算**

### 3. 平成20年度香芝市老人保健特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ561,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 交付金		302,240
	1. 支払基金交付金	302,240
2. 国庫支出金		170,506
	1. 国庫負担金	170,506
3. 県支出金		42,626
	1. 県負担金	42,626
4. 繰入金		42,400
	1. 他会計繰入金	42,400
5. 繰越金		1,000
	1. 繰越金	1,000
6. 諸収入		2,228
	1. 雑収入	2,228
歳入合計		561,000

(歳出)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 総務費		2,300
	1. 総務管理費	2,300
2. 医療諸費		558,000
	1. 医療諸費	558,000
3. 公債費		200
	1. 公債費	200
4. 諸支出金		200
	1. 諸費	200
5. 予備費		300
	1. 予備費	300
歳出合計		561,000

## 4. 平成20年度 香芝市後期高齢者医療特別会計予算

#### 4. 平成20年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		416,204
	1. 後期高齢者医療保険料	416,204
2. 使用料及び手数料		96
	1. 手数料	96
3. 繰入金		100,200
	1. 他会計繰入金	100,200
4. 諸収入		3,500
	1. 雑収入	3,500
歳入合計		520,000

(歳出)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 総務費		22,289
	1. 総務管理費	19,609
	2. 徴収費	2,680
2. 保健事業費		3,580
	1. 健康保持増進事業費	3,580
3. 後期高齢者医療 広域連合納付金		493,131
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	493,131
4. 公債費		500
	1. 公債費	500
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		520,000

## **5. 平成20年度 香芝市介護保険特別会計予算**

## 5. 平成20年度香芝市介護保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,837,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 介護保険料		622,500
	1. 介護保険料	622,500
2. 使用料及び手数料		80
	1. 手数料	80
3. 国庫支出金		543,499
	1. 国庫負担金	472,900
	2. 国庫補助金	70,599
4. 支払基金交付金		817,757
	1. 支払基金交付金	817,757
5. 県支出金		388,771
	1. 県負担金	377,950
	2. 県補助金	10,821
6. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
7. 繰入金		448,000
	1. 他会計繰入金	448,000
8. 繰越金		1,000
	1. 繰越金	1,000
9. 諸収入		15,392
	1. 延滞金、加算金及び過料	100
	2. 雑収入	15,292
歳 入 合 計		2,837,000

(歳 出)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 総務費		137,275
	1. 総務管理費	108,945
	2. 徴収費	2,690
	3. 介護認定審査会費	25,640
2. 保険給付費		2,618,000
	1. 介護サ - ビス等諸費	2,618,000
3. 財政安定化基金拠出金		2,323
	1. 財政安定化基金拠出金	2,323
4. 地域支援事業費		41,600
	1. 地域支援事業費	41,600
5. 介護サービス事業費		11,167
	1. 居宅サービス事業費	11,167
6. 基金積立金		24,035
	1. 基金積立金	24,035
7. 公債費		500
	1. 公債費	500
8. 諸支出金		1,800
	1. 諸費	1,800
9. 予備費		300
	1. 予備費	300
歳 出 合 計		2,837,000

## 6. 平成20年度 香芝市下水道事業特別会計予算

## 6. 平成20年度香芝市下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,542,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 使用料及び手数料		459,600
	1. 使用料	459,425
	2. 手数料	175
2. 国庫支出金		71,500
	1. 国庫補助金	71,500
3. 繰入金		487,000
	1. 他会計繰入金	487,000
4. 繰越金		2,000
	1. 繰越金	2,000
5. 市債		521,900
	1. 市債	521,900
歳入合計		1,542,000

(歳出)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 下水道事業費		785,600
	1. 下水道建設費	785,600
2. 公債費		753,400
	1. 公債費	753,400
3. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出合計		1,542,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市水洗便所改造資金融資あっせんに係る取扱金融機関に対する債務の損失補償	平成20年度から償還期間満了まで	水洗便所改造者が取扱金融機関より、借り入れる改造資金に対して香芝市が行う元金・利子及び延滞利息相当額

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	320,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	41,800			
資本費平準化	159,800			
合 計	521,900			

## **7. 平成20年度 香芝市土地取得特別会計予算**

## 7. 平成20年度香芝市土地取得特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 財産収入		23,617
	1. 財産売却収入	23,617
2. 繰入金		23,470
	1. 他会計繰入金	23,470
3. 繰越金		78,900
	1. 繰越金	78,900
4. 諸収入		13
	1. 市預金利子	13
5. 市債		49,000
	1. 市債	49,000
歳入合計		175,000

(歳出)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 諸支出金		128,623
	1. 財産取得費	128,623
2. 都市開発資金事業費		22,907
	1. 都市開発資金事業費	22,907
3. 公債費		23,470
	1. 公債費	23,470
歳出合計		175,000

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	49,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	49,000			

## 8. 平成20年度 香芝市財産区財産特別会計予算

## 8. 平成20年度香芝市財産区財産特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度香芝市財産区財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入) (単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		9,405
	1. 財産運用収入	9,405
2. 繰入金		11,595
	1. 基金繰入金	11,595
歳入合計		21,000

(歳出) (単位 千円)

款	項	金額
1. 地元公共事業費		21,000
	1. 地元公共事業費	21,000
歳出合計		21,000